

公有化後における史跡等の管理・活用計画

補助事業者名	秋田市	事業名	史跡・秋田城跡							事業形態	直接買上げ			
(1)公有化の目的(公有化しようとする史跡等の現状・課題を踏まえて明記すること)														
史跡・秋田城跡は、昭和14年9月7日に史跡指定、昭和53年3月22日に一部が追加指定され、現在に至っている。 秋田市は、史跡の重要遺構が存在する地区を公有化して確実な保存を図るとともに、史跡公園として整備する長期的な構想を打ち出しており、当面の目標として、昭和41年度から令和30年度までの83年間で史跡の公有化を完了させ、並行して史跡公園の整備事業を実施し、順次開放することとしている。現在、重要遺構が存在する地区には、民有地と市有地が混在しており、市による一体的な土地の整備事業を妨げている。このため秋田市は、特に緊急性の高い案件から順次公有化を進め、並行して暫定的な土地の整備を行って、史跡地の活用を進めていくこととしており、令和7年度は(2)に掲げる4筆の土地を公有化予定である。予定地は、土地所有者の高齢化により適切な維持管理が困難となっている。そのため史跡地の適切な保存と管理を実施するため、公有化を図る必要がある。 なお、上記4筆の公有化範囲を含む史跡の活用計画については、現在作成中の「史跡秋田城跡保存活用計画」のP127～165に記載されている。														
(2)令和7年度公有化の計画														
番号	公有化計画地		公有化の緊要性							令和8年度以降当面の活用方針				
1	寺内高野158番のうち		城外北東側で旧地形と遺構が良好に保全されており、史跡保存のため緊急に買上げる必要がある。							買上予定地付近は、民有地と市有地 が混在しているため、当面は保存整備とする。なお、令和7年度に着手する整備基本計画改訂に併せて検討する予定である。				
2	寺内高野144番		城外北東側で旧地形と遺構が良好に保全されており、史跡保存のため緊急に買上げる必要がある。											
3	寺内高野145番		城外北東側で旧地形と遺構が良好に保全されており、史跡保存のため緊急に買上げる必要がある。											
4	寺内焼山170番1		城外西側で旧地形と遺構が良好に保全されており、史跡保存のため緊急に買上げる必要がある。											
5														
当該年度事業費		10,004千円		当該年度補助額		8,003千円								
(3)公有化及び管理・活用の実施スケジュール(長期的な視点で明記すること)														
種別	内容(具体的な実施方法を含めて明記する)			R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	備考
公有化			S41～R30											→
管理 (R7買上地)	草刈	業務委託により、年2回実施	R8～											→
	巡回監視	職員によるパトロールを随時実施	R8～											→
活用 (R7買上地)	保存整備		R8～											→
活用 (全体計画)	整備計画等策定	整備基本計画策定 修理・改修事業(設計・工事) 新規整備事業(設計・工事)	R7～8 R9～12 R13～21		→				→					→
	史跡公園公開													→一部開放中
上記に係る特記事項														
令和7年度に着手する整備基本計画改訂で自然環境等の活用を検討する予定としている。また、同計画改訂において、既存整備地の修理・改修計画および未整備地区の新規整備計画を作成し、整備地の活用について検討する予定としている。														